

東部地域総合型スポーツクラブ細則

(役員会)

第1条 本クラブの役員会は、毎年4回以上開催する。役員会は会長が招集し、運営委員会に提案する議案を作成する。

(会費)

第2条 入会金及び会費は、次のとおりとする。

入会金(初回、1人当たり)	500円	会員証発行等の事務手数料含
個人 年会費	6,000円	保険料含
家族 年会費	12,000円	保険料含
18歳未満65歳以上 年会費	4,000円	保険料含

2 年度途中の入会者の会費は、入会金+年会費を月割りした額とする。

(その他の経費)

第3条 種目によっては別途、必要な経費を徴収することがある。

(体験入会)

第4条 体験入会は1回限り(保険対象外)とする。

2 2回目以降は、会員登録(入会)のうえ活動する。

(運営委員会)

第5条 本クラブの運営委員会は、毎年4回以上開催する。運営委員会は会長が招集し、次の事項を執行する。

ア 次年度の事業計画案並びに予算案の議決

イ 前年度の事業報告並びに決算報告の議決

ウ 当該年度の事業並びに予算の執行

エ 実技指導者に関すること

オ その他総会により委任された事項の執行

2 構成は次のとおりとする。

役員、理事(各校区代表者及び各種目別クラブ代表者)

(指導者)

第6条 指導者には、謝礼を支払う。

1 回につき、1,000円。外部の指導者の交通費500円。

(小中学生の夜間参加)

第7条 小中学生の夜間における参加については、保護者同伴とする。

(休部)

第8条 病気等の理由で休部する場合は、翌年まで休部できる。会費の払い戻しは行わない。

(細則の改正)

第9条 この細則は、運営委員会の議決によって改正することができる。

附 則

1. 本細則は、平成18年4月30日から施行する。
2. 平成20年5月2日 一部改正。
3. 平成22年4月14日 一部改正。
4. 平成25年5月10日 一部改正。
5. 令和元年5月22日 一部改正。